

2023年度 (公財)長谷川留学生奨学財団

標記財団からの推薦依頼に基づき、以下のとおり、募集します。応募に際しては必ず、募集要項等で詳細を確認してください。

応募資格	<p>(1) 財団が提示する応募資格を全て満たすこと。</p> <p>・対象：東京都内に居住している大学2年生以上・大学院生(2023.4月時点)</p> <p>(2) 在留資格が「留学」であること(あるいは「留学」へ変更申請中であること)。</p> <p>(3) 2022年度において休学、原級、在籍原級、留籍をしていないこと。</p> <p>また、応募する奨学金の受給年度において休学、原級、在籍原級、留籍の見込みがないこと。</p> <p>(4) 2022年度に懲戒処分を受けていないこと。また、応募時点で懲戒処分期間中ではないこと。</p> <p>(5) 直近のGPAが、学部生で2.7以上、大学院生で3.5以上(会計専門職研究科学生のみ2.5以上)であること。</p>
推薦者数	1名
学内締切(厳守)	2022年11月11日(金) 17:00
提出書類	<p>募集要綱の「6.応募手続」の必票書類のうち、①②③⑤⑥⑦を提出すること。(詳細は募集要綱をよく確認してください)</p> <p>① 奨学金申請書(財団指定用紙)</p> <p>② 推薦書(財団指定用紙)</p> <p>③ 写真2枚(6カ月以内撮影、6×4cm上半身・正面・脱帽)※1枚は申請書に貼付</p> <p>⑤ 出身国最終学歴における成績証明書(写し可)</p> <p>⑥ 研究概要書類・資料(対象者のみ)</p> <p>⑦ 語学検定含む資格等取得者は、取得証のコピー(対象者のみ)</p> <p>*学内選考通過者については、その後、④成績証明書を提出いただきます。</p>
提出先	国際教育事務室(駿河台・和泉・生田)または中野教育研究支援事務室
重要事項	特になし
注意事項	<p>(1) 応募に際しては必ず、「募集・推薦要項」で詳細を確認してください。</p> <p>(2) 学内での応募についてはこの学内募集要項の指示にしたがってください。</p> <p>(3) 不明な点がある場合には、国際教育事務室、中野教育研究支援事務室(中野キャンパス低層棟3階)へ問い合わせることとし、<u>直接、当該財団に問い合わせないでください。</u></p> <p>(4) 学内応募については、他の奨学金との併願を認めますが、同一の学生を併給が認められない複数の奨学金には推薦しません。</p>
個人情報の取り扱いについて	<p>明治大学は、「学校法人明治大学個人情報保護方針」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金、学内奨学金、その他の学外奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報(学籍異動・成績情報を含む)を奨学金業務を適切に遂行する目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。</p>
お問い合わせ	〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1 明治大学 国際教育事務室 奨学金担当 (03-3296-4146)

2023年度(第20期生)
公益財団法人 長谷川留学生奨学財団 奨学生募集要綱

公益財団法人長谷川留学生奨学財団（以下「本財団」という）は、本財団奨学金により都内の大学において勉学・研究を行うアジアからの外国人留学生を募集いたします。

1. 趣旨

本財団の奨学金制度は、東京都内に在住し、都内の大学に在籍するアジアからの留学生に対し、奨学金の援助を行い、より充実した勉学・研究を継続させることにより、国際社会の発展に寄与することを目的とする。

2. 応募者の資格

- (1) アジア各国からの留学生（国費留学生は対象外）
- (2) 東京都内の私立、国公立大学に在籍し、学長または学部長の推薦を得た者
- (3) 東京都内に居住していること

【注意】 受給期間が1年未満の留学生は応募できません。

3. 募集人数 50名程度

2023年4月現在

短期大学2年生、大学生2年生以上、大学院生

4. 支給期間及び支給金額

(1) 支給期間

- ① 短期大学生 1年間
- ② 大学生 2年間(4年次から受給の者は1年間、但し修士課程進学の場合は2年間)
- ③ 修士課程 2年間(2年次から受給の者は1年間、但し博士課程進学の場合は2年間)
- ④ 博士課程 2年間(3年次から受給の者は1年間、但し医、歯、獣医学系の者で、3年次から受給の者は2年間、4年次から受給の者は1年間、薬学系で4年課程の者は医、歯、獣医学系の者に準ずる。)

(2) 支給金額

- ① 博士・大学院生 月額120,000円
- ② 大学・短期大学生 月額100,000円

(3) その他

他奨学金との併給は可とする。

5. 選考

(1) 選考方法

- ①推薦内容審査 選考委員会による推薦内容の審査
 ②面接試験 選考委員会による面接試験（勉学への意欲など、人物中心）
 ※実施予定日 2023年1月29日(日)

(2)選考結果

選考結果については、推薦者である各大学の学長または学部長を通じて通知する。

6. 応募手続

奨学生志願者は下記の書類を在籍する大学を通じ、本財団事務局に2022年11月22日(火)までに提出のこと。提出された書類は一切返却しない。

1	申請書類（本財団指定用紙）	1通
2	在籍大学の学長または学部長の推薦状（本財団指定用紙）	1通
3	写真(6ヶ月以内撮影、6×4cm上半身・正面・脱帽) ※1枚は申請書に貼付	2枚
4	在籍大学既修成績証明書（評価基準付）※正本 *成績証明書のない大学1年次は認めない。半期の成績証明書は可 *修士課程 博士課程前期の1年次は、大学4年生時の成績証明書 *博士課程 博士課程後期は、大学4年生次と以降(修士課程)の成績証明書	1通
5	出身国最終学歴における成績証明書（コピー可）	1通
6	専攻により研究テーマを有する者はその研究概要書類、資料 *対象者のみ	1部
7	語学検定含む資格等取得している方は、取得証のコピー *対象者のみ	1部

※提出書類は日本語または英語により作成する。

※申請書類がすべて完全かつ正確に記載されていない場合、また付属書類が全て揃っていない場合は受理しない。

※「6. 専攻により研究テーマを有する者はその研究概要の書類、資料」について研究テーマのタイトルと研究計画、その概要（目的、方法、結果、今後の目標、引用文献等）を必ず提出する。書式はA4縦(上下2cm、左3cm、右2cmの余白、フォント10.5、40行程度)で、図や構造式を含めて1枚とする。

7. 奨学金支給の休止、停止及び廃止

奨学生が次のいずれかに該当する場合、理事会の決定により奨学金の支給を休止、停止又は廃止することがある。

- (1)奨学生が休学又は長期に渡って欠席したときは、奨学金の支給を休止する。
- (2)奨学生の学業又は素行などの状況により、指導上必要があると認めたときは奨学金の支給を停止する。
- (3)奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在籍校推薦者の意見を徴して奨学金の支給を廃止する。
 - ①留年したとき。

- ②傷病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- ③学業成績又は素行が不良になったとき。
- ④奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- ⑤前各号の他、奨学生として適当でない事実があったとき。

8. 注意事項

- (1)本奨学金は、あくまで奨学生本人の日本における勉学・研究を奨励支援するために支給するものであり、奨学生においては、支給目的に沿わない使い方をしないよう十分心がけること。
- (2)奨学金の受給条件に変化が生じたときは、速やかに届けること。
- (3)奨学生は留学期間中、日本語学習、専門の勉学・研究以外に、日本及び東京に対する理解を深めるように努めなければならない。
- (4)この要綱に記載してある事項について、不明な箇所又は他に疑問があれば本財団に文書で照会のこと。

9. 問合せ先

公益財団法人 長谷川留学生奨学財団 事務局
〒103-0023 東京都中央区日本橋本町4-4-14
TEL : 03-5205-7551 FAX : 03-3241-2881
E-mail : office@hasegawa-zaidan.or.jp

<個人情報の利用について>

当財団が奨学事業に関して取得する個人情報は、当財団の奨学生選考、奨学事業に関する業務に限定して使用いたします。ご提示いただく個人情報につきましては、個人情報保護に関する法令・規範および当財団の個人情報保護方針を遵守し、適切に利用管理いたします。

以上